



2016年3月11日

「日興UBS中国A株ファンド」受益者の皆様へ

UBSアセット・マネジメント株式会社

日興UBS中国A株ファンド（愛称：桃源郷）の基準価額変動について

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。
また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日興UBS中国A株ファンド（愛称：桃源郷、以下、「当ファンド」といいます。）の主要投資先である「UBS (CAY) ダイナミック・チャイナAシェア・ファンド」（以下、「指定外国投資信託」といいます。）より、過去に計上していた税額の繰り戻し修正があり、それにより基準価額が変動する旨、連絡がありました。これに伴う当ファンドへの影響につきまして、以下の通りご報告いたします。

中国税務当局は、2014年11月14日に適格外国機関投資家（QFII）による株式等の売買差益に対する課税に関して、税務上の通達を発令しました。これにより、指定外国投資信託の2014年11月17日以前の売買差益については課税対象とされることとなりました。（指定外国投資信託における2014年11月17日以降の売買差益は課税が免除）

指定外国投資信託においては、設定以降、2014年11月17日までの期間における売買差益に係る見込み税額について、会計基準に則った引き当て計上を行っておりましたが、今般売買差益に係る税額が確定されたことから、引当額と実際の税額との差額が、2016年3月10日に一括でファンドに繰戻されることとなりました。

これにより、指定外国投資信託の3月10日の基準価額が上昇し、当ファンドの3月11日の基準価額についてもこれを反映して上昇しております。

敬具